議案第58号

町立瑞穂中学校外1箇所屋内運動場等非構造部材耐震化工事請負 契約の変更契約について

上記の議案を提出する。

平成30年8月1日

提出者 瑞穂町長 杉 浦 裕 之

(提案理由)

本件工事のうち、町立瑞穂中学校屋内運動場において、アスベストの除去工事を追加する必要が生じたため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年条例第8号)第2条の規定により、議決を求める。

町立瑞穂中学校外1箇所屋内運動場等非構造部材耐震化工事請負 契約の変更契約

平成30年6月15日議決、町立瑞穂中学校外1箇所屋内運動場等非構造部材耐震化工事請負契約について、下記のとおり契約を変更する。

記

契約金額「金132,192,000円」を「金134,568,000円」に改める。

工事件名: 町立瑞穂中学校外1箇所屋内運動場等非構造部材耐震化工事

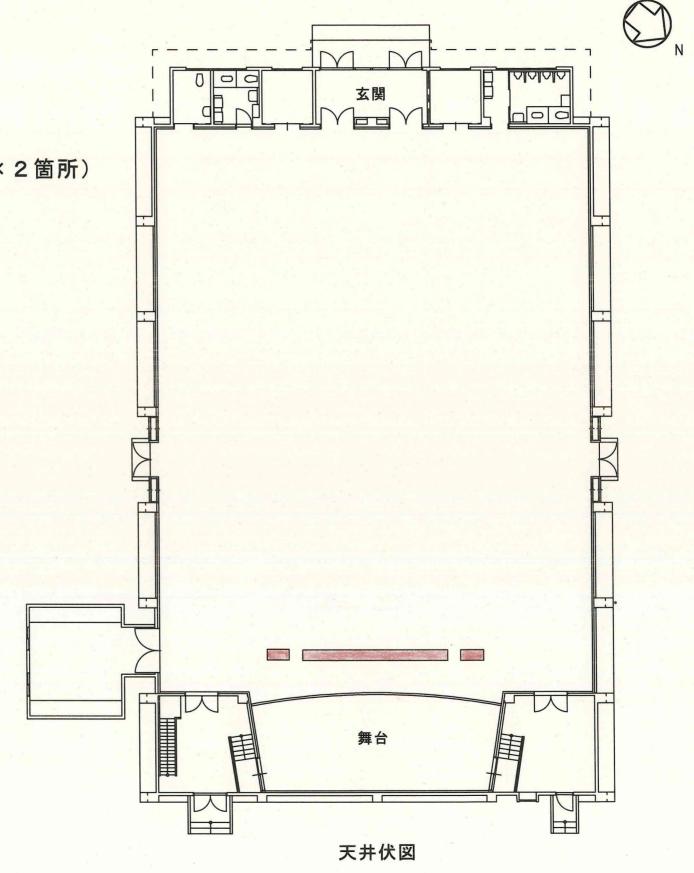
工事箇所:瑞穂町大字石畑1961番地1

瑞穂中学校

変更概要

1 アスベスト含有断熱材除去工事7 ㎡ (幅 0.5 m×長さ 10 m、1 ㎡×2 箇所)

2 工期 変更なし



凡例



アスベスト含有断熱材除去範囲